

便利です！「市民窓口サービスセンター」

近鉄四日市駅高架下にある「四日市物産観光ホール」内の「市民窓口サービスセンター」では、土・日・休日（年末年始は除く）も住民票や印鑑証明等を発行しています。

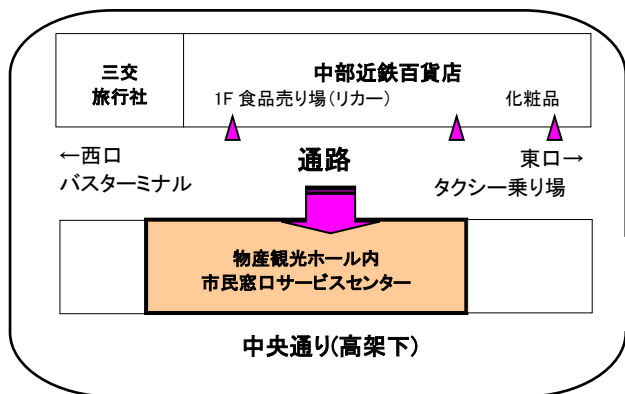
市民窓口サービスセンターをご利用の方に

「くすの木パーキング（地下駐車場）」の無料駐車券をお渡しします。

※『くすの木パーキング駐車券』の提示をお願いいたします。

※ 最寄りの出口は1番出口です。

●場所のご案内



くすの木パーキング
(中央通りの地下)

●取扱い業務と取扱い時間

開館曜日／時間	月～金曜日		土/日曜日、休日	
	10時～17時	17時～19時	10時～17時	17時～19時
取扱い業務				
証明書の交付	○	○	○	○
転入届・転居届など	○	×	×	×
転出届（転出証明書の交付）	○	×	○	×
出生・死亡・婚姻・養子縁組届など	○	△	△	△
埋火葬許可書の交付	○	○	○	○
印鑑登録申請、亡失届・廃止申請など	○	×	○	×
国民健康保険の加入・脱退届など	○	×	×	×
国民年金の加入・免除等の申請など	△	△	△	△
子ども医療、児童手当・特例給付の申請	△	△	△	△
子どもなど福祉医療県外医療の申請	△	△	△	△
介護保険の申請など	△	△	△	△
母子健康手帳の交付申請など	○	○	○	○
犬猫の避妊等手術助成	△	△	△	△
市税・手数料などの収納 （納付書をお持ちいただいた場合に限りです。）	○	○	○	○

○受付可 △預り ×受付不可

※取扱い業務は曜日・時間によって異なりますので、ご不明な点は下記へお問い合わせください。

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所市民課

(059) 354-8152

四日市市安島一丁目1番56号

市民窓口サービスセンター

(059) 359-6521

(R 6.1 0)

●「市民窓口サービスセンター」で発行する主な証明

住民登録 の関係	住民票の写し	税 の 関 係	所得課税証明書
	住民票記載事項証明書		公課証明書
	印鑑登録証明書		評価証明書
戸籍の 関係	戸籍の全部・個人事項証明書(戸籍謄抄本)	税 の 関 係	納税証明書
	除籍の全部・個人事項証明書(除籍謄抄本)		継続検査(車検)用納税証明書 (軽自動車税種別割)
	戸籍の附票の写し		住所証明書
	受理証明書		
	身分証明書		

証明書の種類によっては、代理人が申請する場合に「委任状」が必要な場合があります。
窓口へお越しいただく方の、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。
ご不明な点は、四日市市役所市民課(059)354-8152までお問い合わせください。

●住所変更手続きのご案内

- ・新しい住所に異動した日から14日以内に「住民異動届」を提出してください。
- ・手続きには、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。
代理人が手続きをする場合は、「委任状」と代理人の本人確認ができるものが必要です。
- ・本人確認ができないとき、又は代理人が届出されたときは、当事者の方に届出があったことを文書でお知らせします。
- ・住所変更にともなって、他に手続きが必要な場合があります。
(例) 印鑑登録証、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種医療制度、児童手当・特例給付、転校など
- ・転入届の際は、前住所地で発行された「転出証明書」が必要です。

四日市市内で住所を異動する場合……転居届 四日市市外へ住所を異動する場合……転出届 四日市市外から住所を異動する場合……転入届	}	手続きによって取り扱い時間が異なります。 (表面をご覧ください。)
---	---	--------------------------------------

●戸籍届のご案内(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、転籍届等)

- ・曜日、時間によって、預りのみの対応になります。(届書の確認は、市民課で行います。)
- ・婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

●印鑑登録申請、亡失届・廃止申請のご案内

- ・取り扱い時間については、表面をご覧ください。
- ・印鑑登録の手続きは、厳正です。登録の手続き方法によって、登録にかかる日数が異なります。
 - ①マイナンバーカード・運転免許証などをお持ちの、ご本人が窓口に来られるとき ⇒ 即日登録できます。
 - ②マイナンバーカード・運転免許証などを持っていないが、
顔写真のない公的証明書などをお持ちの、ご本人が窓口に来られるとき ⇒ 即日登録できません。
 - ③ご本人が窓口へ来られないとき⇒ 即日登録できません。(所定の「印鑑登録の委任状」が必要です。)

※即日登録できない場合は、ご本人あてに照会文書を郵送しますので、
照会日から1か月以内に提出してください。

●納付できる市税・手数料などの種類

市民税・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	
国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料	市保育料
市営住宅使用料	水道料金	し尿くみ取り手数料	

※ただし、納付書をお持ちいただいた場合に限りです。